

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

〇 規則

*46 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課).....1

〇 公安委員会規則

*8 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

..... 11

規則

和歌山県規則第46号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「自動車税に係る」を削る。

第5条の3第1項第2号ア中「自己あて」を「自己宛て」に改める。

第5条の3の3第1項中「第20条の9の3第1項又は第2項及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) 第1条の8」を「第20条の9の3第1項から第3項まで」に改める。

第5条の3の4第1号中「)又は」を「)若しくは」に、「、賦課期日現在において県内に学校教育法」を「賦課期日現在において県内に学校教育法」に、「又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条の第4号に規定する」を「、専修学校(学校教育法第124条に規定する専修学校で所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)第40条の8第1項で定めるものをいう。以下この号において同じ。)若しくは各種学校(学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で所得税法施行規則第40条の8第2項で定めるものをいう。以下この号において同じ。)を設置するもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人であって賦課期日現在において県内に」に改める。

第7条の5の2第2項第4号中「地方税法施行規則」の次に「(昭和29年総理府令第23号)」を加える。 第7条の5の4第1項及び第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。

第13条第5号中「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第1号の12の2様式中「ちょう付」を「貼付」に改める。

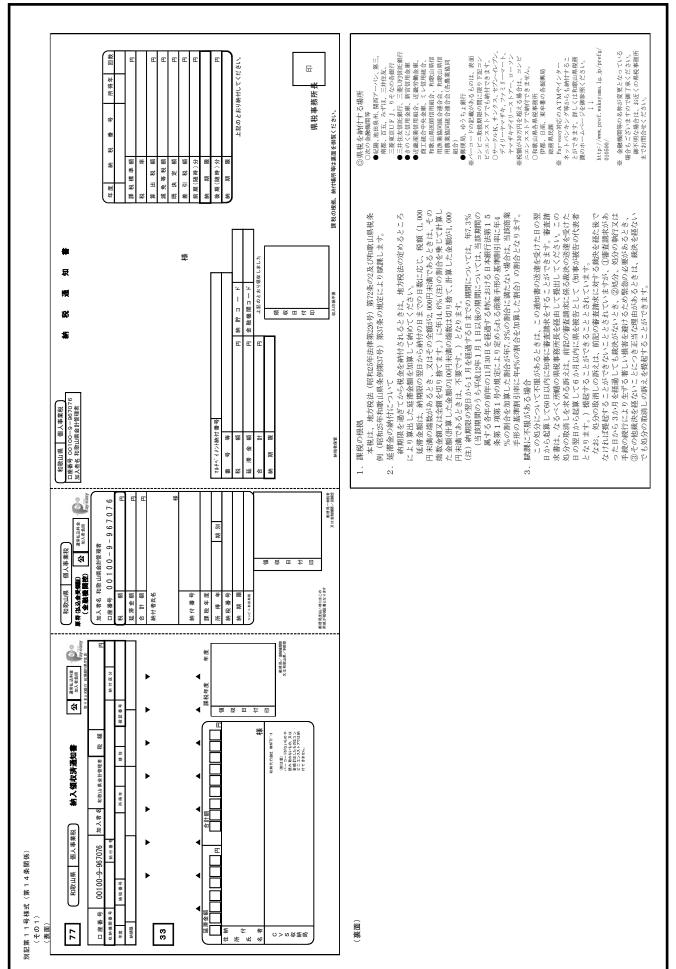
別記第2号様式から別記第2号の3様式までを次のように改める。

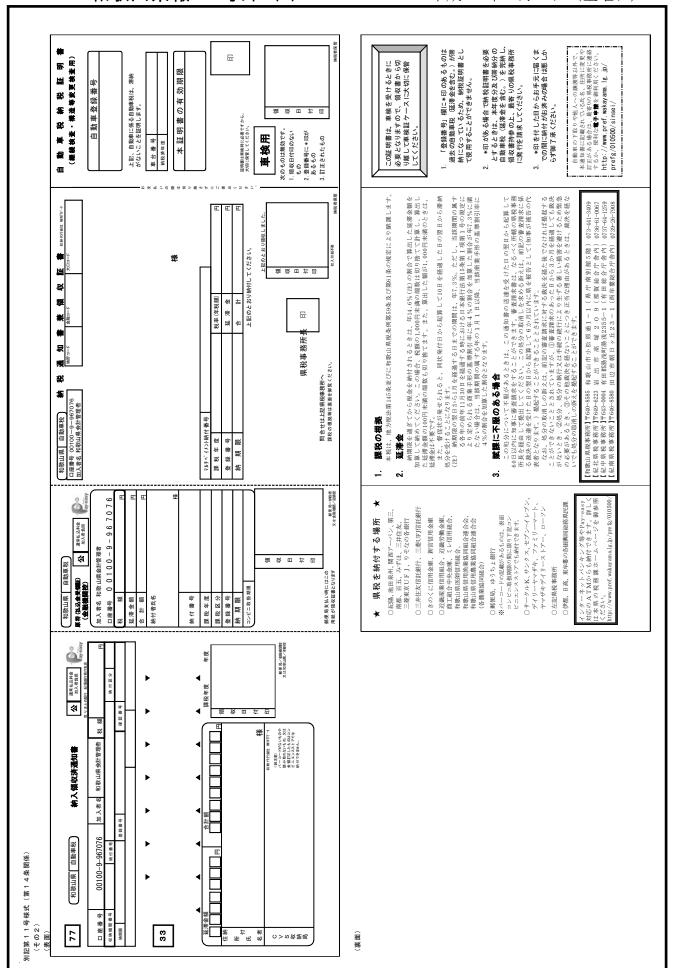
田山田	(盂	ţ																
张 年		¢Π	アナイ																
			計イ	E															
	市(町村)長	への市町村民税	所得割	Œ							ı	C-A D-B							
兄報告書	<u>+</u>	個人		E				I			I	特定あん分率							
の県民税の賦課状況報告書			計ア	E				A	O			盂	\						
個人の県民税	L°	個人の県民税	所得割	E							I	特別徴収分							
田	下記のとおり報告します		均等割	E				I			I	普通徴収分	Y						
	県祝事務所長 懐 和歌山県税条例第27条第1項の規定により、下記	1	Z Ž	普通微収分①	当該年度分(10/12箇月分) ②	別 前年度課税分で本年度の収入となるべき分 ③ (2/12箇月分) (3)	計 2 + 3 ④	退職所得の分離課税に係る所得割額	â	特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入と ⑦なるべき分(2/12箇月分)	滞納繰越となった分 ⑧	区	均等割のみの者の	所得割のみの者⑩	均等割と所得割の者(⑪	① (I)+(I)+(I)	退職所得の分離課税の者(③	滞納繰越となった者 ⑭	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

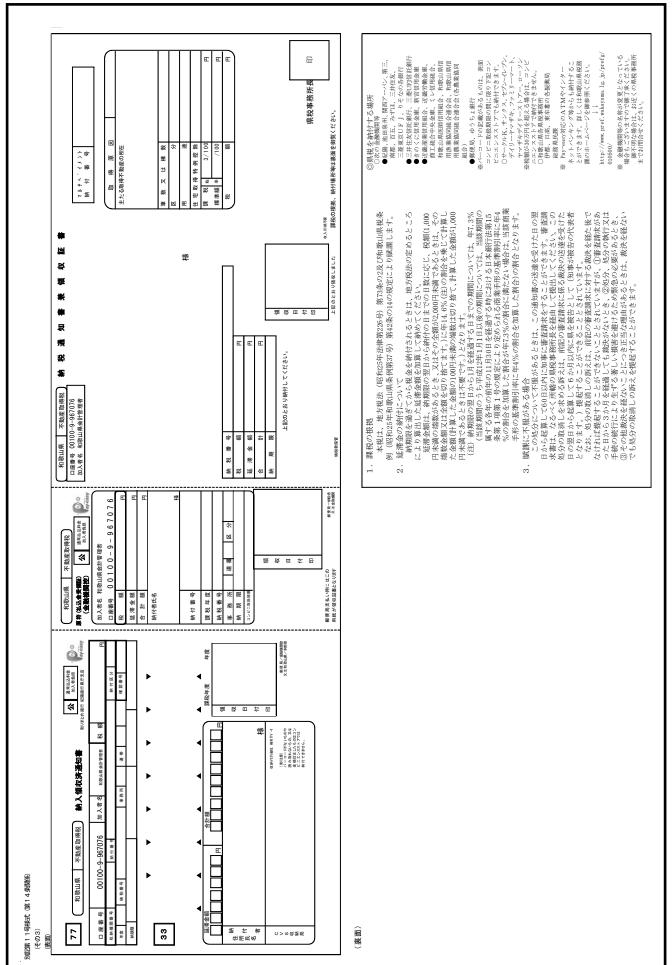
				甸	個人の県民税の徴収状況報告書	徴权》	伏況報告書			粃	杷	中
	些	県税事務所長 様						市(町村)長	· (上	田田	年	ш
歌山県税	条例第2	和歌山県税条例第27条第3項及び第5項の規定により	5項の規定	により、	年度の個人	の県ほ	年度の個人の県民税について	年月の徴収	月の徴収状況を下記のとおり報告します。	ジリ報告しま	°¢;	
			現年課税分	親分				滞納繰越分	分		- 11 <	
X 分		税額	加算延滞	金額	小青十		税額	加算 金額 延滞 金額	頭		 -	
本月分) (D	н ()	E (V	E (H ()) () E (E (
盂	© ©	(J	(÷		()	<u>)</u>	<u> </u>		
あん分率	<u>ල</u>	中	月 日羽	日現在								
本月分	4	())	Ù	<u> </u>	())) (((
紫	<u>)</u>	(J	(\sim)) (<u> </u>		
本月分	<u> </u>)	$\overline{}$)	V	(())) (((
丰	<u> </u>)	(J	<u> </u>	(\sim)	<u> </u>		
払込み過不足額 ⑤-⑦	@											
県民税の払込み清算欄	拿欄	年	月 日野	見在確定	日現在確定あん分率				-			
払い込むべき県民税に係る 徴収金額	, (5)											
翌年度払込額	ĺ			_								

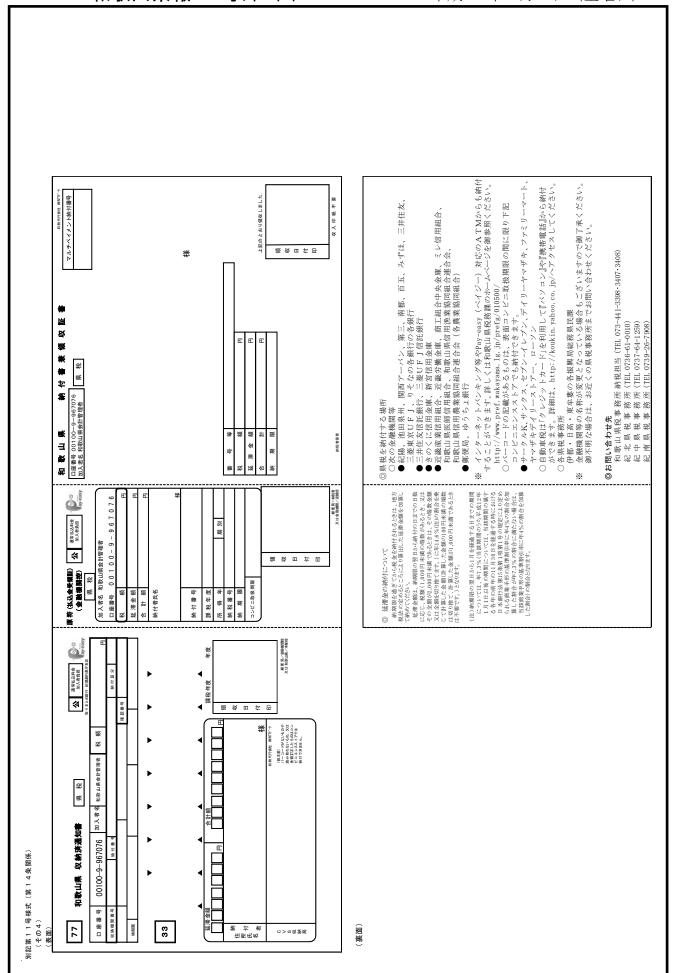
		<u></u>				Œ					T						E						T						
第年				中計	おお	MHAVI.									その他	税額													
					件教	 	I		I	I		1 1				4数	I	Ι		Ι	Ι								
		市(町村)長	繰加α	5月31日末での増減	が名	E									滞納処分の執行停止額	税額	E												
				5 B 3 1 E	4 条 本	 	I		I	I		1 1		滞納額の内訳	滞納処分	件数	I	Ι		I	I		I						
				3月31日現在	おお客屋	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H								滞納額	換価の猶予額	税額	Æ												
	丰	1	与します。	3.8	件教	 	I		_	I		1 1			極	件数	I			I	I	1	_						
	個人の県民税の滞納状況報告書		パをト記のとおり 鞭	合計	五 新	H H									徴収猶予額	税額	Ħ												
	民税の	; ; ;	元の沛納状		年教	\ \ =	1		Ι	1		1 1			徽	件数	I	_		I	Ι								
	個人の県		年5月31日現在におげる個人の県氏祝の淸衲状沈をト記のとおり報告します。 調宅額	5月31日末での増減	お 対 名	H 200								滞納額		税額	H												
		ļ [31日現在	5月31	年数	 	ı		_	I		1 1				件数	ı	_		-	Ι								
				3月31日現在	おって記される	E E								不納欠損額		税額	Æ												
		() () ()	/弗5頃の規	3,5	件教	 	ı		I	1				ĸ		件数	ı	_			I								
		県税事務所長 様 	2/条第4項及0		3	市町村民税	県民税	盂	市町村民税	県民税	1	中国包压税	盂				市町村民税	県民税	丰	市町村民税	県民税	おはまる中		<u> </u>					
		7	和歌山県祝奈伽第2/条第4項及ひ第5項の規定により、	×	1		現年課税分	(確定あん分率)		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<l< td=""><td>(催圧めん分単)</td><td>如</td><td></td><td></td><td>区分</td><td></td><td></td><td>現年課税分</td><td></td><td>1</td><td>滞納繰越分</td><td></td><td>中</td><td>i I</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></l<>	(催圧めん分単)	如			区分			現年課税分		1	滞納繰越分		中	i I					

別記第5号様式中「まっ消」を「抹消」に改める。 別記第9号様式中「すでに」を「既に」に、「、税額に」を「税額に」に、「よつて」を「よって」に、「普通自動車にあつては」を「、普通自動車にあっては」に、「軽自動車にあつては」を「、軽自動車にあっては」に、「更正され」を「、更正され」に、「該当事項」を「、該当事項」に、「親族等」を「、親族等」に、「当該自動車の取得価額」を「、当該自動車の取得価額」に、「「形状」」を「、「形状」」を「、「形状」」に、「ドアー数」を「、ドアー数」に、「いつわり」を「偽り」に改める。別記第11号様式を次のように改める。









附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び別記第11号様式の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 堉 嗣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 別表第1和歌山県橋本警察署の部林間田園交番(橋本市三石台一丁目)の項中「柿の木坂」の次に「、 紀ノ光台二丁目、紀ノ光台三丁目」を加え、同部中島警察官駐在所(橋本市隅田町中島)の項中「あやの 台三丁目」の次に「、紀ノ光台一丁目」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。